

# 大阪広域水道企業団と関西電力株式会社との カーボンニュートラルの推進等に関する包括連携協定書

大阪広域水道企業団（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携し、カーボンニュートラルの推進や甲の施設におけるレジリエンスの強化等を図ることで、社会的責務を果たすとともに、甲の事業運営における課題を解決することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）カーボンニュートラルの推進の検討に関する事項
- （2）甲の施設におけるレジリエンス強化の検討に関する事項
- （3）前2号に掲げるもののほか、相互に連携協力を行うことが必要と認められる事項

## （個別の協議）

第3条 乙は甲に対し、前条に基づき、次に掲げるサービスを甲の村野浄水場において提供するものとし、その具体的な実施方法、役割分担等については、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

- （1）太陽光発電
- （2）蓄電池
- （3）EV及び充放電器
- （4）おまか Save-Air

2 前項に規定するもののほか、前条に基づき実施する取組の具体的な内容、実施方法、役割分担等については、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

## （有効期間及び中途解約）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2023年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定を終了する旨の書面による意思表示がないときは、満了日の翌日から起算して更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

## （協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年3月29日

甲 大阪府大阪市中央区谷町2丁目3番12号  
大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16  
関西電力株式会社 ソリューション本部  
本部長 大川 博己